

令和5年5月15日

町民各位

滑川町長 大塚 信一
(公印省略)

『環境美化の日』町内一斉美化運動の実施について

滑川町では「滑川町の環境をよくする条例」を平成8年に施行し、毎年6月と12月の日曜日に『環境美化の日』町内一斉美化運動を実施してまいりました。

清潔で美しい町を保ち、生活環境の整備をさらに進めるため、下記のとおり実施いたしますので、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和5年6月11日（日）午前8時から実施をお願いします。
※実施の詳細及び雨天等による実施の判定につきましては、環境委員・環境補助員等地域の役員にご確認ください。
- 2 区 域 滑川町全域の道路・歩道・水路等
- 3 内 容 1) クリーンウォーク（町内のごみ拾い）
2) ごみは、①燃えるごみ ②空き缶 ③空きビン
④プラスチック類 ⑤粗大ごみ
に分別して、①②③④は袋に入れて出してください
3) ごみは、各地域の集会所等指定された場所に出してください。
4) ごみ袋の配布は、5月15日より全戸配布させていただきます。
- 4) 注 意 ●必ず袋に入れて出して下さい。袋に入っていないものは収集しません。
●家庭からのごみ、草・枝類は収集しません。出された場合には、地域の責任において処理をお願いいたします。
●放置自転車等がある場合は環境課までご一報ください。

【問い合わせ先】 滑川町役場 環境課 生活環境担当 電話56-6909